議案第85号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例 に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正すること について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後		改	正	前	
目次			目次				
第1章 略			第1章	重 略			
第2章 動物の適正な飼育等(第7条一 <u>第10条の2</u>)			第2章	第2章 動物の適正な飼育等(第7条一 <u>第10条</u>)			
第3章~第6章 略			第3章	第3章~第6章 略			
附則			附則				
(定義)			(定義)				
第2条 この条例において	て、次の各号に掲げ	げる用語の意義は、	、当該 第2条	この条例に	おいて、次の各号に排	曷げる用語の意義は、当	
各号に定めるところによ	こ る。		各号は	こ定めるとこ.	ろによる。		
(1)・(2) 略			(1)	(2) 略			
(3) 特定動物 動物の)愛護及び管理に	関する法律(昭和4	18年法 (3)	特定動物	動物の愛護及び管理に	に関する法律(昭和48年)	
律第105号。以下「法	」という。) <u>第25</u> 5	条の <u>2</u> に規定する	特定動 律第	9105号。以下	「法」という。) <u>第2</u>	<u>6条第1項</u> に規定する特別	
物をいう。			動物	あをいう。			
(4)・(5) 略			(4)	(5) 略			

(猫の飼い主の遵守事項)

|第10条 猫の飼い主は、その飼育する猫について、第7条各号に掲|第10条 猫の飼い主は、その飼育する猫について、第7条各号に掲 げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- <u>(1)</u> 室内での飼育に努めること。
- (2) 略
- (3) 略

(飼い主のない猫の繁殖の抑制)

|第10条の2 県は、県民及び市町村と協力して、飼い主のない猫の 繁殖を抑制し、地域の生活環境の保全を図るために必要な措置を 講ずるものとする。

- | 2 | 県は、飼い主のない猫の繁殖を抑制するため、飼い主のない猫 | の生殖を不能にする手術を施す者に対して給付金を交付する市町 村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 3 前項の補助金の額は、市町村が交付した前項の給付金の額(知

(猫の飼い主の遵守事項)

げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 略

(2) 略

事が別に定める額を限度とする。) の合計額に2分の1を乗じて 得た額以下とする。

- 4 第2項の補助金のうち地域猫対策(飼い主のない猫に生殖を不能にする手術を施した上で当該猫の一定の世話を行う取組をいう。以下同じ。)を行う者に対して交付する給付金に係るものの交付を受けようとする市町村は、当該給付金を受けようとする者に提出させた地域猫適正管理計画を添付して、県に申請しなければならない。
- 5 前項の地域猫適正管理計画には、知事が別に定めるところによ
 - り、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 繁殖を抑制するための措置に関する事項
- (2) 周囲の生活環境に影響を及ぼさないための措置に関する事 項
- (3) 地域猫対策を適正に管理するための措置に関する事項
- (4) 地域住民の理解を得るための措置に関する事項
- (5) その他知事が別に定める事項

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

み替えて準用する場合を含む。)、法第24条の2第3項、法第25条 第5項及び法第33条第1項の規定による立入検査その他の動物の 愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置し

2 略

(適用除外)

|第23条 鳥取市の区域については、この条例の規定(次に掲げる規|第23条 鳥取市の区域については、この条例の規定(次に掲げる規 定(第2号に掲げる規定にあっては、特定動物に関する部分に限し る。)を除く。)は、適用しない。

- (1) 第8条、第16条、第18条第1項及び第25条第1号
- (2) 第4条から第7条まで、第17条第1項、第19条、第26条第 2号、第3号、第5号及び第6号並びに第27条

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項(法第24条の4第1項において読 第20条 知事は、法第24条第1項(法第24条の4において読み替え て準用する場合を含む。)又は第33条第1項の規定による立入調 査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動 物愛護管理員を置く。

2 略

(適用除外)

定 (第2号に掲げる規定にあっては、特定動物に関する部分に限 る。)を除く。)は、適用しない。

- (1) 第8条、第16条、第18条第1項及び第24条第1号
- (2) 第4条から第7条まで、第17条第1項、第19条、第25条第 2号、第3号、第5号及び第6号並びに第26条

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

-8c-

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

後 前 改 TE. 改 TF. 別表 (第2条関係) 別表 (第2条関係) 事務 事務 市町村等 市町村等 略 略 19の12 動物の愛護及び管理に関する法律(昭 鳥取市 19の12 動物の愛護及び管理に関する法律(昭 鳥取市 和48年法律第105号) に基づく事務のうち、 和48年法律第105号) に基づく事務のうち、 次に掲げるもの 次に掲げるもの $(1)\sim(8)$ 略 $(1)\sim(8)$ 略 (9) 第21条の5第2項の規定による動物販 (9) 第22条の6第2項の規定による犬猫等 売業者等の届出の受理 販売業者の届出の受理 (10) 第22条の6の規定による検案書又は死 (10) 第22条の6第3項の規定による検案書 亡診断書の提出の命令 又は死亡診断書の提出の命令 (11) 略 (11) 略

- (12) 第23条第3項の規定による第一種動物取扱業者の公表
- (13) 第23条第4項の規定による勧告に係る 措置の命令
- <u>(14)</u> 略
- (15) 第24条の2第1項の規定による第一種 動物取扱業者であった者に対する勧告
- (16) 第24条の2第2項の規定による第一種 動物取扱業者であった者に対する措置の命 令
- (17) 第24条の2第3項の規定による第一種 動物取扱業者であった者に対する報告の要 求及び立入検査
- (18) 第24条の2の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理
- (19) 略

- (12) 第23条第3項の規定による勧告に係る 措置の命令
- (13) 略

(14) 第24条の2の規定による第二種動物取 扱業の届出の受理

<u>(15)</u> 略

- (20) 第24条の4第1項において準用する第 16条第1項の規定による第二種動物取扱業 者の廃業等の届出の受理
- (21) 第24条の4第1項において準用する第23条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する勧告
- (22) 第24条の4第1項において準用する<u>第</u>23条第4項の規定による勧告に係る措置の 命令
- (23) 第24条の4第1項において準用する第 24条第1項の規定による第二種動物取扱業 者に対する報告の要求及び立入検査
- (24) 第25条第1項の規定による周辺の生活 環境を損なう事態を生じさせている者に対 する指導又は助言

- (16) 第24条の4において準用する第16条第 1項の規定による第二種動物取扱業者の廃 業等の届出の受理
- (17) 第24条の4において準用する第23条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する勧告
- (18) 第24条の4において準用する<u>第23条第</u> 3項の規定による勧告に係る措置の命令
- (19) 第24条の4において準用する第24条第 1項の規定による第二種動物取扱業者に対 する報告の要求及び立入検査

- (25) 第25条第2項の規定による周辺の生活 環境を損なう事態を生じさせている者に対 する勧告
- (26) 第25条第3項の規定による勧告に係る 措置の命令
- (27) 第25条第4項の規定による動物が虐待 を受けるおそれがある事態を生じさせてい る者に対する必要な措置の命令又は勧告
- (28) 第25条第5項の規定による動物の飼養 又は保管をしている者に対する報告の要求 及び立入検査
- (29) 略
- <u>(30)</u> 略
- (31) 略
- <u>(32)</u> 略
- <u>(33)</u> 略

- (20) 第25条第1項の規定による周辺の生活 環境を損なう事態を生じさせている者に対 する勧告
- (21) 第25条第2項の規定による勧告に係る 措置の命令
- (22) 第25条第3項の規定による動物が虐待 を受けるおそれがある事態を生じさせてい る者に対する必要な措置の命令又は勧告

- <u>(23)</u> 略
- <u>(24)</u> 略
- (25) 略
- (26) 略
- <u>(27)</u> 略

(34) 略 (35) 略	(28) 略 (29) 略	
略	略	

附則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例目次の改正規定及び第10条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。